

## 福岡女子大学人間環境学部の理念・目的に関する規則

法人規則第46号

平成21年3月19日

### (理念)

第1条 福岡女子大学人間環境学部は、福岡女子大学学則(平成18年法人規程第33号)第1条に定める大学の目的を達成するため、複雑化・多様化する現代社会において、健康と生活環境及びその基盤である自然環境について科学的に分析し、人間を取りまく環境を理解・把握し、健康な暮らしを守り発展させる人材を育成することを理念とする。

### (目的)

第2条 福岡女子大学人間環境学部は、前条の理念のもと、次の各号の目的を達成するために、教育研究を行う。

#### (1) 幅広い教養と豊かな人間性の涵養

質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

#### (2) 人間と環境及びその関連性に関係する領域における専門的能力の養成

イ 環境理学科では、「生命と環境」に関わる諸問題について、その原因とメカニズムを解明するため、総合的知識と幅広い応用能力を持った人材を育成する。

ロ 栄養健康科学科では、食と人・健康・社会環境に関する基礎教育と、管理栄養士など食と栄養の専門家に必要な専門教育を充実させ、食環境づくりに貢献できる人材を育成する。

ハ 生活環境学科では、人の生活環境の快適性・安全性に対する多様な要求に基づき、個人レベル・社会環境レベルの諸問題を総合的に検討し、生活者にとって望ましい生活環境を設計・管理することができる人材を育成する。

#### (3) 男女共同参画社会の実現を目指す能力の養成

男女共同参画社会において、自らの能力を発揮できる人材の育成を目指す。

#### (4) 地域社会の課題解決のための実践的能力の養成

地域社会の諸課題に対して、さまざまな人々や組織と協力しながら取り組むことができるような実践的能力を養成する。

#### (5) 情報発信・情報交換能力の養成

教育研究の成果に関する情報を広く国内外に発信し、取り組んだ課題やこれに関連する情報を交換し、課題の解決に取り組むためのコミュニケーションを行う能力を養成する。

### 附則

この規程は平成21年3月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。